

〒059-1604

勇払郡厚真町錦町47番地の2

- ・履歴書（市販の履歴書A4版に自筆で記入し、写真を貼付してください。）
- ・写真1枚（受験票貼付用として、無帽の上半身、縦6cm・横4.5cmで最近6か月以内に撮影したもの）
- ※写真は履歴書用とは別に必要

- ・卒業証明書または卒業見込み証明書及び学業成績証明書（最終学校のもの）
- ・自動車運転免許証及び救急救命士免許証の写し（有資格者）
- ・受験票送付用封筒（長形3号封筒に80円切手を貼り宛先を明記したもの）

②受付期間

7月20日（火）～8月16日（月）8時45分から17時15分
 ※当日消印有効（土・日は閉庁日のため受付しません）

③その他

詳細につきましては左記にお問合せください。
問合せ 胆振東部消防組合消防本部総務課 ☎②⑥7100

父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます

母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当の制度が改正され、8月より父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

手当の支給を受けるためには申請（認定請求）が必要で、11月30日までに手続きをした場合、8月分からの手当が受給できますので、忘れずに手続きしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月から支給になりますのでご注意ください。）

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父（母）がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている

場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が一定程度のしょうがいの状態にある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※(1)支給要件に該当しても、

子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父または母など）が監護・

養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

児童1人の場合

全部支給 41,720円
 一部支給 41,710円
 3人目以降1人につき 9,850円
 児童2人以上の場合の加算額
 2人目 5,000円
 3人目以降1人につき 3,000円

父子家庭の方が受給するには児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。

申請の時期については次のとおりです。

- ・既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請ができます。
- ・11月30日までに申請いただくと、次の取扱いになります。

◎7月31日までに支給要件に該当している方

↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

◎8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。
申請手続きに必要な書類等
 申請にあたっては次の書類が必要です。

- ・戸籍謄本（請求者と子ども
- の記載されたもの）
- ・世帯全員の住民票（請求者と子どもの記載されたもの）
- ・印鑑
- ・振込先口座（ゆうちょ銀行以外）

その他必要に応じて提出する書類があります。

詳しくは左記へお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎②⑤4556

